

《令和2年度御殿場市早期退職募集実施要項》

募集の目的	職員の年齢別構成の適正化を図る
募集の対象となる職員の範囲	<p>一般職の職員で、年齢50歳以上60歳未満の職員 (昭和36年4月2日から昭和46年4月1日までに生まれた者) (除外される者)</p> <p>②任期を定めて任用された者 ②地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始日において受けている者又は募集の期間中に受けた者</p>
募集人數	3人程度
募集の期間	令和2年4月13日（月）から令和2年5月8日（金）まで
認定を受けた場合に退職すべき期日	令和3年3月31日
応募の手続き	「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第3号の2）」を任命権者に提出する
応募の取下げ	「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第3号の3）」を任命権者に提出する
認定・不認定の通知時期	令和2年6月上旬
応募書類等提出先	総務部人事課
退職時給料月額の特例	<p>①自己都合退職よりも割増しされた支給率 支給率は、退職者の勤続年数に応じ定年退職等と同率</p> <p>②退職時給料月額の割増し 勤続25年以上の場合、退職時給料月額を、定年前1年につき2%割増して算定</p>
【参考】退職手当算定方法	
基本額 $\frac{\text{基本額} \times \text{退職理由・勤続年数別支給率} \times \text{調整率}}{2} + \text{調整額}$	
(2) (1) (3)	
※(3)の調整額は職責に応じた加算額	

『令和2年度早期退職募集及び認定結果』

募集人数	応募人数	認定人数
3人程度	2人	2人